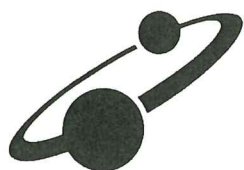


# 会報

令和年5年10月号



発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei\_center@ockc1969.jp

URL <http://www.ockc1969.jp>

協同組合 大阪中小企業経営センター

発行責任者 山添浩平

## 新規組合員募集中

税務・労務・行政・法律の  
ご相談と手続きは、当経営センター  
まで、お待ちしております。



只今、当組合では、新規組合員を募集しております。お知り合いなどの事業所で、まだ、ご入会頂いていない事業所がございましたら、当経営センターまでご紹介くださいますよう宜しくお願い致します。

賛助会員の方は、随時、協同組合へのご入会を受け付けておりますので、お気軽に事務局まで、お問い合わせくださいますよう宜しくお願い致します。

★弁 護 士	井 上 健 策
★税 理 士	本 田 浩 基
★司 法 書 士	法 常 博
★社会保険労務士	山 添 浩 平
★行 政 書 士	本 田 浩 基

## 定期総会・懇親会のお知らせ

この三年間新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、総会のみ小規模にて開催させていただきましたが、本年度は、久しぶりに総会後に懇親会を開催させていただきたく存じます。

後日、議案書・委任状をご送付させていただきますので、組合員・会員の皆様には、是非共ご出席賜りますようお願い申し上げます。

# インボイス制度について

## 税務

～はじめに～

いよいよ、令和5年10月より施行されます。今回は過去掲載記事も含めた注意点等を列挙していきたいと思います。

## 1. インボイス発行様式

インボイス
①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②課税資産の譲渡等を行った年月日
③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (軽減対象資産の譲渡等である場合はその旨)
④税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
⑤税率ごとに区分した消費税額等
⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

簡易インボイス
①～③は同上
④課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

## イメージ

⑥ 請求書	
②	XX年11月分
11/1	牛肉 ※ 5,400円
11/2	小麦粉 ※ 2,160円
⋮	⋮
11/30	ビール 6,600円
※ 軽減税率対象 ③	合計 87,200円
	うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円) ④	消費税 4,000円
(8%対象 40,000円) ⑤	消費税 3,200円
④	△△株
①	登録番号 T1234567890123

※簡易インボイス（領収書含む）を交付できる事業には、小売業・飲食店業・写真業・旅行業・タクシー業・駐車場業及びこれらの事業に準ずる事業で不特定多数に行う事業

## 2. 少額な返還インボイス等の交付義務の免除

商品の返品や値引き等の売上に係る対価の返還等や、銀行の振込手数料を売上値引き等で処理している場合で、1万円未満であれば交付義務が免除されます。また、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送等は返還インボイスの交付義務も免除されます。

### 3. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、**少額の課税仕入れ（税込1万円未満）**について、インボイスの保存がなくとも（免税事業者等からの仕入れであっても）帳簿のみで仕入税額控除を行うことが出来ます。

※基準期間における課税売上高が1億円超の場合でも、前年又は前事業年度開始の日以後6カ月の期間の課税売上高が5,000万円以下の場合は対象となります。

※一回の取引ごとに金額の判定を行います。

### 4. 受領したインボイスに誤りがあった場合

インボイス発行業者から修正したインボイスの交付を受けて保存する必要があります。受領したインボイスを自ら追記や修正（メモ書き）することはできません。

### 5. 電子インボイスの保存について

電子インボイスを受領した場合、電帳法の要件を満たす形で、電子データで保存します。もしくは、電子インボイスのデータを整然かつ明瞭な状態で出力して書面で保存することも認められています。

### 6. 仕入明細書等の一の書類又は電子データへの記載について

仕入明細書等の記載事項は、一の書類で満たす必要はなく、複数の書類や書類と電子データの相互の関連性が明確であり、取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、その複数の書類や電子データの全体により記載事項を満たせます。

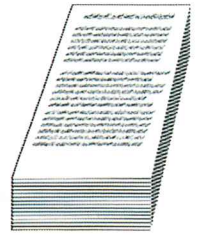
### 7. 保存しているインボイスの記載に不足事項があった場合

税務調査などで、インボイスの記載に不足事項があった場合であっても、インボイスに必要な記載事項を相互の関連が明確な複数の書類で確認できれば、適正なインボイスとなります。

### 8. 売手の故意により不正なインボイスを保存していた場合

基本的に仕入税額控除の要件を満たしません。買手に責任がないと認められる場合は、特例により認められる場面も考えられます。

# 人を雇うときのルール



## 1 労働契約の締結

### (1) 労働条件の明示

労働条件を結ぶ時には使用者が労働者に労働条件を明示することが必要です。さらに、特に重要な次の事項については、口約束だけでなく、きちんと書面を交付する必要があります。(労働基準法第15条)

- ・ 契約はいつまでか (労働契約の期間に関すること)
- ・ 期間の定めがある契約の更新についての決まり (更新の有無、更新する場合の判断のしかたなど)
- ・ どこでどんな仕事をするのか (仕事をする場所、仕事の内容)
- ・ 仕事の時間や休みはどうなっているのか (仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、就業時転換 (交替制) 勤務のローテーションなど)
- ・ 賃金をどのように支払うのか (賃金の決定、計算と支払の方法、締切りと支払いの時期)
- ・ 辞めるときのきまり (退職に関すること (解雇の事由を含む))

### (2) 労働契約の禁止事項

労働法では労働者が不当に会社に拘束されることのないように、労働契約を結ぶときに、会社が契約に盛り込んで서는ならないことも定められています。

- [1] 労働者が労働契約に違反した場合に違約金を支払わせることや、その額をあらかじめ決めておくこと (労働基準法第16条)

たとえば、「1年未満で会社を退職したときは、ペナルティとして罰金10万円「会社の備品を壊したら1万円」などとあらかじめ決めてはなりません。これはあらかじめ賠償額について定めておくことを禁止するもので、労働者が故意や不注意で実際に会社に損害を与えてしまった場合に損害賠償請求を免れる訳ではありません。

- [2] 労働する条件として労働者にお金を前貸しし、毎月の給料から一方的に天引きする形で返済させること (労働基準法第17条)

労働者が会社からの借金で辞めたくても辞められなくなるのを防止するため。

### [3] 労働者に強制的に会社にお金を積立させること（労働基準法第18条）

社員旅行費など労働者の福祉の為でも強制的に積立させることは、その理由に関係なく禁止されています。ただし、社内預金制度がある場合など、労働者の意思に基づいて、会社へ賃金の一部を委託することは一定の要件のもと許されています。

### (3) 採用内定について

採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には採用内定取消は解雇にあたりとされています。したがって、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上認められない場合は、採用内定取消は無効となります（労働契約法第16条）

内定取消が認められる場合には、通常解雇と同様、労働基準法第20条（解雇の予告）、第22条（解雇時の証明）等の規定が適用されますので、使用者は解雇予告など解雇手続きを適正に行う必要があります。採用内定者が内定取消の理由について証明書を請求した場合には、速やかにこれを交付する必要があります。

## 2 就業規則

常時10人以上の労働者を雇用している会社には必ず就業規則を作成し、労働基準監督署に届出なければなりません。（労働基準法第89条）

#### 【就業規則に必ず記載しなければならない事項】

- ・ 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務の場合の就業規則転換に関する事項
- ・ 賃金に関する事項
- ・ 退職に関する事項
  - ★就業規則の作成・変更をする際には必ず労働者側の意見を聴かなければなりません。
  - ★就業規則の内容は法令や労働協約に反してはなりません。

## 3 労働保険

### (1) 雇用保険

雇用保険は、労働者が失業した場合に、生活の安定と就業の促進のための失業等給付を行う保険制度です。事業所の規模にかかわらず一定の条件を満たした人を雇い入れた場合には雇用保険制度に加入しなければならない義務です。

### (2) 労災保険

労働者の業務が原因で、けが、病気、死亡した場合や、通勤途中の事故等の場合に、国が事業主に代わって給付を行う公的制度です。

☆労働保険以外にも事業所の規模等により健康保険・厚生年金保険の加入も事業主の義務です。

令和5年10月1日から

# 大阪府の最低賃金

時間額 **1,064**円



最低賃金制度のマスコット チェックマン

使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！



ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



## 最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額	

## 最低賃金との比較時に含まない賃金の種類

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

最低賃金に関する特設サイトもご覧ください。



国が準備したセーフティネット

# 安心の材料をご提供します。

## 小規模企業共済制度

●制度の特長

### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

＼他にもこんな特徴があります。／

#### 契約者貸付けの 利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 共済金の受給権は 差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。



## 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

### 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

### 2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

取引先の倒産から  
会社を守る制度です！

### 3 掛金は税法上損金（法人）または 必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。



 **中小機構**

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

当経営センターは、独立行政法人 中小企業基盤整備機構の委託団体です。

ご興味のある方はお気軽にお電話下さい。

TEL 072-221-5115

# 無料法律相談

無料法律相談の日程は、下記の通りです。ご相談ご希望の方は、相談日の二日前までに予約が必要ですので、当経営センターまで、お気軽にお電話でお申込み下さい。

☎072-221-5115



		担当弁護士	時間
10月	5日(木)	井上 健策	午後5時～
11月	2日(木)	井上 健策	午後5時～
12月	7日(木)	井上 健策	午後5時～



協同組合 大阪中小企業経営センター

理事長 山添 浩平

秋風が吹き抜ける季節となりました。秋涼の候、皆様お元氣にお過ごしでしょうか？

この度10月号の会報誌を発行いたしました。本号では、「10月から開始となる「インボイス制度」や「最低賃金額の変更」など、さまざまなお知らせを掲載しております。目まぐるしく変わる世の中で、組合の皆様にとって重要な法改正がたくさん行われていくかと存じ上げます。当経営センターは、組合員の「駆け込み寺」として、有益な情報提供を心掛けており、会報誌を含め、当経営センターが皆様の情報収集の一助となれば幸いです。

そして、7月号にてご紹介させていただきました通常総会についてもご案内をしております。詳細な内容等については、改めてご連絡をさせていただきますが、11月2日に開催をさせていただきますことになりました。会員の皆様には、是非ご出席賜りますようお願い申し上げます。

今後とも変わらず当経営センターへのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、執筆時点において、新型コロナウイルス及びインフルエンザが流行しておりますので、どうぞ十分ご自愛くださいませ。

